

## 豊中市に居住する児童を対象とした小学校等入学時はぐくみポイント支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、小学校等に入学する児童を養育する者に対し、子育て負担を軽減し、いわゆる「小1の壁」の解消を図るため、はぐくみポイントを支給することに関し、必要な事項を定める。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる者に委託することができるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「はぐくみポイント」とは、この要綱により支給される豊中市デジタル地域ポイント事業実施要綱（以下「ポイント実施要綱」という。）で定めるデジタル地域ポイントをいう。

- 2 マチカネポイントアプリとは、ポイント実施要綱第4条に規定するスマートフォン専用アプリをいう。
- 3 小学校等とは次の各号のいずれかに該当する学校をいう。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部
  - (2) 前号に掲げる学校に類するものとして市長が認める学校

### (支給の対象児童)

第4条 ポイントの支給対象となる児童（以下「支給対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 小学校等に1年生（学校教育法第17条に規定する満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年に属する者をいう。）として入学する年の1月1日（以下「基準日」という。）現在から同年の豊中市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第3号）第2条第1項第1号アに規定する第1学期の終了日までの間において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されたことがある者

- (2) 前号に掲げる者に類するものとして市長が認める者

### (支給の内容)

第5条 はぐくみポイントの支給を受けることができる者は、前条の支給対象児童（この要綱に基づき、はぐくみポイントの支給を受けた対象者に係る支給対象児童を除く。以

下同じ。) を養育している親権者(民法(明治29年法律第89号)第818条及び第819条に規定する親権者をいう。)又はそれに準じると市長が認める者であって、本市の住民基本台帳に登録されている者をいう。

- 2 はぐくみポイントの支給は、支給対象児童1人につき、前項に記載した者のうち1人のみに支給するものとする。
- 3 支給されるはぐくみポイントは、支給対象児童1人につき、1万ポイントとする。
- 4 申込期間は、市長が別に定める日から同年9月30日までとする。

(ポイントの申込手続等)

第6条 はぐくみポイント支給を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、市の指定する方法で申込みを行う。

- 2 市は、前項の申込みがあった場合は、その内容を審査し、はぐくみポイントの支給を決定する。
- 3 市は、前項の規定によりはぐくみポイントの支給を決定したときは、申込みのあった日の属する月の翌月末までに、はぐくみポイントの支給を行う。
- 4 市は、マチカネポイントアプリを介してポイントを支給する。
- 5 前項に規定するはぐくみポイントの支給をもって、支給決定の通知に代えるものとする。
- 6 市は、申込みの際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類の提出を求めるにより、申込者が支給要件を満たす者であるかを確認する。

(代理による申込み)

第7条 代理により前条第1項の申込みを行うことができる者は、当該申込者の指定した者であると認められる者その他の市長が別に定める方法により適當と認める者とする。

(ポイントの支給決定の取消し)

第8条 市は、第6条により支給決定を受けた者が偽りその他不正な手段による又はこの要綱の規定に違反する申込と認めたときは、当該支給決定を取り消し、次の各号のいずれかにより、対応を行うことができるものとする。

- (1) はぐくみポイントが支給された後、かつ利用される前にあっては、当該はぐくみポイントの支給を取り消す。
- (2) はぐくみポイントが利用された後にあっては、利用したはぐくみポイント相当額の返還を求めるとともに、当該利用をした者が引き続きはぐくみポイントを所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(申込みが行われなかった場合等の取扱い)

第9条 申込者から事業の期間内に申込みが行われなかった場合は、当該申込者がポイントの支給を辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第2項の規定による支給決定を行った後、申込内容の不備により、はぐくみポイント支給不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申込書の補正が行われないことその他申込者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申込は取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 はぐくみポイントの支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。